【会則】

第1条 名 称

本会は福岡甲南会と称す。

第2条 目 的

本会は会員相互及び母校との親和を図ることを目的とする。

第3条 会 員 本会は次の者を以って会員とする。

- (1)甲南学園卒業生中、福岡県及びその近郊在住者
- 学園に在籍した者で福岡県及びその近郊に在住し、役員会の承認を経た者

第4条 客 員

本会は甲南学園旧職員及び本学園に功績ある人で、福岡県及びその近郊在住の人を推 して客員とする。

第5条 役 員

(1)本会は次の役員を置く

会長 1名

副会長 2名

幹 事 数名

監事 1名

- (2) 会長、副会長及び監事は総会に於いてこれを選出し、幹事は会長が会員の中より選 考しこれを委嘱する。
- (3)役員の任期は4年とする。但し留任を妨げない。
- (4)役員が任期中に他府県へ転出した場合、会長は直ちにその代わりの者を会員の中よ り選考しこれを委嘱する。